

令和8年度第1回秋田県入札制度適正化推進委員会の概要について

- 1 日 時 令和8年7月31日（金）午後1時30分から
2 場 所 秋田県庁7階 73会議室
3 出席者 委員長 面 山 恭 子
委 員 徳 重 英 信 加 納 静 佳
佐々木 寿 一 渡 辺 純 也

4 議 事

（1）報告事項

① 県発注工事に係る入札・契約手続の運用状況について

徳 重 委 員 入札結果一覧における「低入札調査」の対象となる条件は何か。落札率で一律に決定されるのか。

建設政策課 低入札価格調査の対象は落札率で一律に決まるものではない。予定価格の積算内訳（各費目）ごとに設定された割合から算出される「低入札価格調査基準価格」を入札価格が下回った場合に対象となる。工事ごとに積算内訳の比率が異なるため、基準価格が予定価格に占める割合も案件ごとに変動する。

徳 重 委 員 資料で「調査」マークが付されている案件は、契約した落札者自身に対して調査が実施されたことを意味するのか。

建設政策課 必ずしも契約者自身が調査対象とは限らない。入札参加者のいずれかが調査基準価格を下回り調査が実施された場合、その業者が調査の結果として失格等の理由により契約に至らず、次順位の（調査対象外の価格の）業者と契約した場合であっても、案件全体として「調査あり」と表記している。

② 指名停止等の運用状況について

面 山 委員長 旭建設が「正当な理由なく工期内に工事を完成させることができなかった」として指名停止となった事案について、人手不足や資材不足が主たる要因か。

建設政策課 県が聴取した範囲では、複数の現場が重複したことによる社内の人員不足が主因であり、社会情勢による一般的な人手不足や資材不足とは異なる。

加 納 委 員 どの程度の期間の遅延が発生した場合に、契約違反による指名

停止措置がとられるのか。一律の基準はあるのか。

建設政策課 遅延期間に関する一律の基準は存在しない。当該事案の例では、本来の契約工期に対して催告書を送付して工期を延長したものの、最終的に本来の工期から大幅に遅れて完成したケース、および再延長した期限にも間に合わず契約解除となったケースがあり、これらの重大な履行遅滞に対して指名停止処分を行ったものである。

佐々木 委 員 極東開発工業の「特定特製品の販売価格に関する独占禁止法違反」による指名停止について、具体的な違反類型はどのような内容か。

建設政策課 独占禁止法の「不当な取引制限（カルテル）」に該当するものである。

（２）審議事項

抽出案件① 《総合防災課：次期総合防災情報システム整備事業》

徳 重 委 員 予定価格が 37 億円を超える非常に高額かつ特殊な設備であるが、一般競争入札で進めるのが妥当なのか。総合評価方式などの他の手段ではなく、通常の一般競争入札とした理由は何か。

総合防災課 予定価格が WTO 政府調達協定に基づく基準額である 27 億 2000 万円を超える案件については、参加者の所在地について条件を設けない「一般競争入札」で行うルールとなっているため。要件を満たす他の業者が広く参加できるよう、一般競争入札とした。

徳 重 委 員 金額が大きく非常に重要な設備であるため、発注や設計の段階で外部の有識者を入れた委員会で審議するなど、透明性を高める工夫や発注時期の調整などはできなかったのか。

総合防災課 システムの更新にあたっては、現行システムの課題を踏まえ、設計前の基本方針段階でコンサルタントの意見を聞きながら、使い勝手を向上させるためのニーズを反映させて構想を練ってきた。本システムは県だけで構築したものではなく、実際に情報共有を行う市町村や消防などの防災機関に対しても事前にヒアリングを行い、ニーズを吸い上げて反映させている。

加 納 委 員 全国に要件を満たす業者が 7 者あると事前に把握していたのであれば、「指名競争入札」にしなかったのはなぜか。

総合防災課 WTO 案件として競争性を確保しなければならないため、一般競争入札とした。

事前に把握していた 7 者以外にも条件を満たす会社が存在する可能性があり、WTO 案件は誰もが参加できる仕組みであるため、あらかじめ指名で絞り込んでしまうと、逆に条件を満たして入札しようとする会社の参入機会を奪う懸念があったため。

佐々木 委 員 現行システムを構築した業者は、今回の落札業者と同じなのか。通信・システム系は最初に構築した業者が有利になりがちであり、特定の業者に有利な条件になっている懸念はないか。

総合防災課 現行のシステムは別の会社が構築したものであり、今回の落札者とは異なる。別の業者が参入できていることから、条件設定において公正な競争性は確保されていたと認識している。

佐々木 委 員 県内企業で実績要件を満たす業者がいないとのことだが、最初から「大手企業と県内企業の JV（共同企業体）での参加」を義務付けるなど、県内企業が技術を学んだり受注機会を得たりするための条件を付けることはできなかったのか。

総合防災課 入札要件の検討に当たっては、JV での参加も事前に検討したが、これまでのシステム構築における実績などを踏まえ、今回は単体企業による参加としたものである。一方で、県内企業の技術力の向上や実績づくりも重要であると認識していることから、今後同様の案件を発注する際は、県内企業が参画できる JV のあり方等について研究してまいりたい。

※（事務局注）「政府調達に関する協定」の対象となる調達においては、「特定の地域に営業拠点を持つこと」を要件とすることは、他国の事業者を排除することとなり、同協定の無差別原則に抵触するためこのような条件を付することはできない。

抽出案件② 《秋田地域振興局建設部：秋田港アクセス道路整備工事 07-HF31-40》

徳重委員 入札結果資料の表記において、右側の列に「無効」と書かれているものと、「空欄」になっているものがあるが、この違いは何か。

秋田地域振興局 「無効」と記載されているものは、入札金額が「低入札価格調査基準価格」を下回った業者である。それに対し「空欄」になっている業者は、調査基準価格を上回っているが、落札には至らなかった業者を指す。

佐々木委員 辞退した5社のうち、辞退理由として「採算性が確保できない」との声があった。これは、県の積算価格の設定自体が実態に合っておらず、安すぎるのではないか。

秋田地域振興局 辞退した企業へのヒアリングでは、「地盤改良が予算的に見合わなかった」「下請業者からの見積もりを積み上げた結果、予算超過となった」などの個別回答があった。一方で、調査基準価格に近い価格で入札して履行可能な会社も複数存在し、基準をさらに下回って入札した会社もあったことから、県の積算基準が実態と大きく乖離しているとは言えないと考えている。

特定の業者の下請関係や社内予算などの個別事情が影響した結果と推測している。

面山委員長 採算性や人手不足の懸念があるならば、なぜ入札参加申請を行ったのか。

秋田地域振興局 当該時期は多くの大型案件が同時に発注されていた。受注側企業としては、まず複数の案件に入札参加申請をしておき、その後に他社の動向や自社の人員状況、下請けの確保状況などを精査した上で、注力する工事を選択し、他を辞退するという経営判断を行った結果と推測される。

徳重委員 地盤改良工事におけるセメント系固化剤等の材料価格はこの1～2年で高騰している。県の積算価格が高騰に追いついているか懸念されるが、実際の要望等はどのような状況か。

秋田地域振興局 材料価格の高騰は事実であり、受注者からも多くの要望が寄せられている。スライド条項の適用などによる価格改定で対応しているものの、現場の不安や不満の声は依然として存在している。